

## 指定管理者評価シート(令和元年度)

施設名	八幡浜市カルチャーアイランド21				
指定管理者	名称	宇和海文化都市開発株式会社			
	所在地	八幡浜市向灘2935番地			
指定期間	平成29年4月1日から令和2年3月31日(3年間) ※平成29年度から令和元年度までの3年間で更新、令和元年度末で終了				
評価担当課	水産港湾課				
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浮消波堤7基(L=280m)</li> <li>・連絡橋(橋長81m、片持ち型斜張橋 愛称:びゅうブリッジ)</li> <li>・イケス1基(観光用)</li> <li>・管理棟(RC3F、延べ面積321.43㎡)</li> <li>・駐車場80台(海岸掛け出し60台、陸上山側20台)</li> <li>・その他(照明施設、橋上案内施設、倉庫兼休憩所)</li> </ul>				
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理物件(海釣り施設など)の運営および維持管理</li> <li>・管理物件(海釣り施設など)の利用者の規制および監視</li> <li>・利用料の徴収</li> <li>・その他施設の管理に必要な事項(業務)</li> </ul>				
施設利用状況	<利用者数>				
		営業日数	入場のみ	外釣り	月計
	4月	25	13	285	298
	5月	27	81	383	464
	6月	23	15	164	179
	7月	25	16	162	178
	8月	24	43	306	349
	9月	24	7	382	389
	10月	26	12	335	347
	11月	0	0	0	0
	12月	23	1	493	494
	1月	21	7	445	452
	2月	21	0	251	251
	3月	20	6	265	271
合計	259	201	3,471	3,672 (単位:人)	
収支状況	<指定管理者としての収入・支出(決算)※令和元年度> (単位:円)				
	科 目	金 額			
	【売上高】				
	売上高	4,524,608			
	管理収入	4,871,917		9,396,525	
	【売上原価】				
	仕入高	104,771			
	合計	104,771		104,771	
	売上総利益			9,291,754	
	【販売費及び一般管理費】			32,186,106	
	営業利益(△損失)			△ 22,894,352	
	【営業外収益】				
	受取利息	556			
雑収入	134,187		134,743		
経常利益(△損失)			△ 22,759,609		
【特別損失】					
固定資産除却損(△損失)	△ 7,692,341		△ 7,692,341		
税引前当期純利益(△損失)			△ 30,451,950		
当期純利益(△損失)			△ 30,451,950		

## 施設名(八幡浜市カルチャーアイランド21)

評価項目	判定	評価の内容
事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保し、及びサービスの向上が図られるものであること (第1号)	B	①市民の平等な利用を確保できるような有効な手段が講じられているか。
		②市民の利用促進が図られ、特定の団体等を優遇するおそれがないか。
		③利用者に対するサービス向上策は適切か。
		④利用者からの苦情の処理及び利用者に対する要望の把握並びにこれらに対する実現策は適切か。
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともにその管理にかかる経費の削減が図られるものであること (第2号)	C	①施設の利用拡大に向けた方策は適切か。
		②総合的に収支計画が適切で、管理経費の削減が図られる内容となっているか。
		③収支計画書は、利用料金収入を向上させる内容となっているか。
		④自主事業の計画書の内容は適切か。
		⑤人件費の設定は、職員費に見合った内容で適切か。
		⑥経費削減は、市民サービスの低下を招くことのない方策となっているか。
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有し、又は有することが確実であること (第3号)	C	①施設の現状を正しく認識し、今後の管理のあり方について具体的かつ適切な提案がなされているか。
		②法人等の経営状態に問題はないか。
		③施設の管理業務に係る職員体制は十分なものか。
		④その他管理経費の設定に無理はないか。
		⑤施設の管理業務のうち、第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。
		⑥同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を有することが期待できるか。
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして市長等が別に定める基準 (第4号)	B	①個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。
		②衛生管理、火気管理等の安心・安全な施設管理が期待できるか。
		③管理業務に係る地元雇用・市内調達の考え方及び実現性は適切か。
		④地域活動への参加等の地元貢献についての考え方及び実現性は適切か。
総合評価	C	<b>【評価・コメント】</b> 県内に数少ない管理釣り場としての特徴を活かし、定着してきている外釣りを中心に、初心者やファミリーでも気軽に楽しめるよう、道具貸出等のサービスを提供するなど、安定した集客を目指してきた。 <b>【総括評価】</b> 当市の海洋レジャー観光施設としての役割を果たしてきた。

総合評価の基準 A(総合点数90点以上) B(総合点数70点以上) C(総合点数50点以上70点未満) D(総合点数50点未満)